

令和2年4月9日

関係各位

社会福祉法人 ほどがや
理事長 黄金井 渡



新型コロナウイルスによる緊急事態宣言について

過日、皆様も報道等でご承知の通り、政府より緊急事態宣言が7都府県に発令されました。現在、ほどがや地域活動ホームゆめでは利用契約登録されている方が150名、放課後等デイサービス事業は55名、他の生活介護事業等でも多くの方が利用されています。福祉事業所は政府の規定する「3密」の状況に一部該当するとも考えられますが、当法人の事業は利用者やそのご家族の生活を維持するうえで必要不可欠なものと考えます。感染リスクはありますが、今後とも可能な限り事業の継続を行う所存です。

当法人で行っている感染症対策について

- ① 事業所内等の衛生管理について
 - ・ ご利用前の時間帯から1日4回30分単位で、事業所内の換気を実施しています。
 - ・ 毎日定期的に、事業所内の手すりや送迎車輛等の除菌消毒を実施しています。
- ② 利用者について
 - ・ ご利用者様には、通所前に検温して頂いています。37.5℃以上の場合や体調不良の場合はご家族にご相談し利用をお断りしています。
- ③ 事業所について
 - ・ 緊急を要する案件以外の会議等は延期しています。
 - ・ 各事業所で予定していた行事等は基本的に中止しています。
- ④ 職員について
 - ・ 出勤時に検温を行い、37.5℃以上の場合や体調不良の場合は自宅待機としています。
 - ・ 飲食時を除いて終日、マスクの着用を義務付けています。
 - ・ 定期的な手洗いを実施しています。
- ⑤ その他
 - ・ 来客者等について、検温を実施させていただいています。
 - ・ 地域活動ホームゆめのおもちゃ文庫、喫茶は運営していません。

お問合せ先

社会福祉法人 ほどがや
総務室・野口 藤原
045-340-3360